

6月10日(木)
発送

特別区民税・都民税税額決定・納税通知書をお送りします

【問合せ】税務課 ▶ 課税内容…課税第一係 ☎(5273)4107・課税第二係 ☎(5273)4108、▶ 税金の支払い・口座振替・証明書発行…収納管理係 ☎(5273)4139、▶ 納税の相談…納税係 ☎(5273)4507・☎(5273)4508・☎(5273)4538(いずれも本庁舎6階・☎(3209)1460)へ。

◆納付書での納付

●第1期の納期限は6月30日(木)
銀行等の金融機関、郵便局、区税務課、特別出張所で忘れずに納めてください。
そのほか、ペイジー納付、クレジット納付、納付書の裏面に記載のあるコンビニエンスストア、携帯電話(モバイルレジ対応機種のみ)でも納められます(コンビニエンスストア・携帯電話での納付は左下にバーコードがある納付書のみ)。

◆年金からの引き落とし(年金特徴)

公的年金から引き落とされる税額を、納税通知書に記載しています。
●令和2年度から引き続き年金特徴の方
4月・6月・8月は仮徴収税額となり、令和2年度の年税額の6分の1を年金から引き落とします。その後、確定した税額から仮徴収税額を差し引いた金額を、10月・12月・令和4年2月の年金から引き落とします。
●新たに年金特徴の対象となった方
税額の2分の1は、第1期(6月30日(木)納期限)・第2期(8月31日(火)納期限)に、それぞれ納付書で納めてください。残りの税額は、10月・12月・令和4年2月の年金から引き落とします。

◆令和3年度住民税の課税証明書等の発行は6月10日(木)から

発行には事前に税の申告が必要です。さまざまな手続きで税の証明書が必要になるため、収入のない方も申告をしておくが便利です。
【発行手数料】1通300円(新型コロナの影響による融資等の申請用は無料)
【申請に必要なもの】▶本人が申請するとき…本人確認書類(マイナンバーカード等)、▶代理人(家族を含む)が申請するとき…本人からの委任状(右記見本参照)・代理人の本人確認書類(マイナンバーカード等)
※税の申告は税務課で、証明書の発行は税務課・特別出張所で受け付けます。
※証明書等は全国のコンビニエンスストアでも取得できます。詳しくは、右下記事の「コンビニ交付サービスをご利用ください」でご案内しています。

<見本>	委任状
新宿区長 宛て	令和*年*月*日
委任者 住所*****	
氏名*****	生年月日*年*月*日
下記の者を代理人と定め、*年度(課税・納税)証明書(扶養等控除の内容記載(有・無)) *通の交付申請・受領の権限を委任します。	
代理人 住所*****	
氏名*****	生年月日*年*月*日

◎新型コロナの影響による収入の減少等により納税が困難な方へ
納期限内の納付が困難な方は、電話またはファックスで、納税係までご相談ください。

6月中旬
発送

国民健康保険料納入通知書をお送りします

※住民票上の世帯主の方に送付します

【問合せ】医療保険年金課 ▶ 保険料の内容…国保資格係 ☎(5273)4146、▶ 保険料の支払い・納付の相談…納付推進係 ☎(5273)4158(いずれも本庁舎4階)へ。

6月22日(火)ころまでに届かない方は、6月30日(木)までに医療保険年金課国保資格係へご連絡ください。
後期高齢者医療保険料の納入通知書は、7月16日(金)に発送する予定です。

令和2年中の収入の申告(所得税・住民税の申告)が遅れた方、新宿区外で課税されている方、税申告をしていない方は、均等割額だけの納入通知書をお送りする場合があります。令和2年中の総所得金額等が確定し次第、所得割額を含めた保険料を再計算して通知します。税申告をしていない方は、早めに申告してください。
※倒産・解雇等でご自分の意思に関係なく失業し、雇用保険受給資格者証をお持ちの方は、保険料が軽減される場合があります。詳しくは、医療保険年金課国保資格係へお問い合わせください。

◆納付書での納付

●納期限は各納期月の末日(土・日・曜日等の場合はその翌営業日)
納入通知書に1年分の一括納付用と各納期月納付用(6月～9月納期分)の納付書を同封しています。銀行等の金融機関、郵便局、区医療保険年金課、特別出張所で納めてください。
そのほか、ペイジー納付、納付書の裏面に記載のあるコンビニエンスストア、携帯電話(モバイルレジ対応機種のみ)でも納められます(コンビニエンスストア・携帯電話での納付は左下にバーコードがある納付書のみ)。

◆口座振替(自動払込)

既に口座を登録されている方は、引き続き口座振替となります。
新たに口座振替による納付を希望する方は、納入通知書に同封の「口座振替(自動払込)依頼書」に記入・押印の上、医療保険年金課納付推進係へ郵送または銀行等の金融機関、郵便局へお持ちください。1～2か月後に、口座振替(自動払込)開始月をお知らせします。振替(払込)日は、納期月の末日(金融機関の休業日に当たるときは翌営業日)です。

◆年金からの引き落とし(特別徴収)

現在、特別徴収で納付している方は引き続き8月まで年金から引き落とします。
10月以降の納付方法は、7月に特別徴収に該当するか区が判定します。判定の結果、納付書での納付になる方には、7月に「国民健康保険料納入変更通知書」、10月に納付書をお送りします。10月の納付から口座振替を希望する方は、7月30日(必着)までに口座振替(自動払込)依頼書を提出してください。
納付方法の判定条件等詳しくは、納入通知書に同封の冊子「くらしと国保」・案内チラシをご確認ください。

新型コロナで収入が減少した世帯の方へ 国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免申請の受け付けを開始します

◆受け付けは6月15日(火)から

令和3年度分の保険料で、令和3年4月1日～4年3月31日に納期限があるものが減免の対象です。申請要件や申請方法等詳しくは、新宿区ホームページ(右図二次元コード)でご案内しています。
【問合せ】保険料減免担当 ☎(5273)4189へ。



後期高齢者医療制度に加入している方へ 交通事故などのけがの治療で 保険診療を受けるときは届け出を

◆後期高齢者医療制度で保険診療を受けられます

交通事故など第三者(加害者)の行為により受けただけがなどの医療費は、本来、加害者が過失割合に応じて負担しますが、届け出により後期高齢者医療制度で保険診療を受けることができます(自損事故を含む)。東京都後期高齢者医療広域連合が、医療費(自己負担分を除く)を立て替え、その後、加害者側に請求します。

◆事故日から30日以内に区役所に必ず届け出を

交通事故などで、後期高齢者医療被保険者証を使って診療を受ける場合は、事故によるけがであることを医療機関に伝えるとともに、高齢者医療担当課にも届け出る必要があります(事故日から30日以内)。事故の状況などをお伺いした上で、届け出に必要な書類等をご案内します。まずはご連絡ください。

※交通事故の場合、事故証明書が必要となりますので、必ず警察にも届け出てください。

【問合せ】高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階) ☎(5273)4562へ。



コンビニ交付サービスをご利用ください



マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストア等で住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書が取得できます。

【利用時間】午前6時30分～午後11時
【利用できる店舗】キオスク端末(マルチコピー機)を設置している全国のコンビニエンスストアほか(区内約330店舗、全国約55,000店舗)
【取得できる証明書の種類等】下表のとおり

取得できる証明書の種類	請求できる内容
住民票の写し	本人・同一世帯の方のもの ※除かれた住民票の写しは取得できません
印鑑登録証明書	印鑑登録をしている本人のもの
特別区民税・都民税課税(非課税)証明書 特別区民税・都民税納税証明書	現年度と過去3年度分 ※申告等により税情報がある方のみ

【証明書交付手数料】各証明書1通につき200円
※窓口で取得するよりも100円安くなります。
※コンビニ交付サービスの利用にはマイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードの申請方法等詳しくは、新宿区ホームページをご覧ください。

【問合せ】▶ 住民票の写し、印鑑登録証明書、マイナンバーカードの申請方法…戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階) ☎(5273)3601、▶ 税に関する証明書…税務課収納管理係(本庁舎6階) ☎(5273)4139へ。